

## 「19年度給与改定」(第4回) 団体交渉

1. 日 時 2007年9月19日(水) 9時31分から9時35分

2. 場 所 東京区政会館201会議室

3. 出席者

区長会：

水島副区長会会長(豊島区)、山田副区長会副会長(北区)、  
田中副区長会副会長(墨田区)、高橋副区長(中央区)、  
小祝副区長(文京区)、高崎副区長(江戸川区)、  
鎌形副管理者(特人厚)、荒牧 調査課長(特人厚)、  
中田 勤労課長(特人厚)

清掃労組：

西川中央執行委員長、北原副委員長、金澤副委員長、大島書記長、  
染書記次長、金子財政部長、吉田組織部長、大和田賃金部長、  
額額現業部長、大熊教宣部長、藤川中執、岡崎中執、押田中執、  
坂本中執、横川中執、横須賀中執、斉藤中執、春名中執、野崎中執、  
木川中執、洞下中執、伊本中執、川内谷中執、鈴木中執、松本中執、  
篠田中執、森田中執、渡辺中執

〈区長会〉

それでは、私から申し上げます。

技能系・業務系人事制度につきましては、平成17年度から新たに任用制度を導入し、3年が経過しようとしております。

この間、能力・業績及び職責に基づく人事・給与制度とするため、昇給・昇格制度の改正、職務段階別加算の支給割合等の改正、退職手当額算出方法の改正など、所要の見直しを行ってきたところです。

このような制度改正を踏まえ、技能系・業務系職員に適用される人事制度について、これまで慎重に検討してまいりましたが、技能主任職昇任選

考に関しまして、別紙のとおり改正案を取りまとめましたので、お示しいたします。

改正内容は、これまで42歳以上となっていた下限年齢を廃止するものであり、技能主任職昇任選考の受験資格を拡大することで、より幅広い職員層からの受験を可能としようとするものです。

実施時期につきましては、新制度に円滑かつ安定的に移行するため、所要の経過措置を設けたうえで、平成20年度に実施する選考から適用したいと考えております。

今回の改正は、意欲と能力をもった技能系・業務系職員が、今まで以上にその力を発揮できる制度とすることを目的としております。

私どもの考え方をご理解いただきますよう、よろしくお願いたします。  
私からは、以上です。

#### 〈清掃労組〉

ただ今、みなさんから、「技能系・業務系人事制度の改正について(案)」が提案されました。

技能(業務)系の人事制度につきましては、昨年11月21日の団体交渉における皆さんからの「技能主任職昇任選考の受験資格につきましては、今後、技能・業務系職員の人事制度全体の協議の中で検討してまいりたい。」と考え方が示されていきました。技能(業務)系の人事制度につきましては、私どもは技能主任職昇任選考の受験資格以外の課題につきましても、職場の実態にそぐわない制度上の不備がある等の問題意識を持っており、これまでも主張してまいりました。級格付基準の廃止や職務段階別加算の見直しに関わって、職員が意欲を持ち職務に励むことができる制度にする必要があると考えているところです。

従いまして、技能主任職昇任選考の受験資格につきましては、技能(業務)系の人事制度全体の協議として、今後、専門委員会交渉で私どもの考え方を改めて示してまいりたいと考えております。

今後、専門委員会交渉等で十分な協議をしたいと考えています。

#### 〈区長会〉

私どもといたしましては、お示しした内容で実施することにより、意欲

と能力をもった技能系・業務系職員が、今まで以上にその力を発揮できる  
ようになるものと考えております。

今給与改定交渉期には結論が得られるよう、精力的に協議してまいりたい  
と考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上

## 技能系・業務系人事制度の改正について（案）

技能主任職昇任選考の受験資格を次のとおり改正する。

### 1 受験資格

1 級職歴：19 年以上  
年 齢：58 歳未満

### 2 実施時期

平成 20 年度選考（平成 21 年 4 月 1 日以降に昇任する者の選考）から実施する。

### 3 経過措置

改正案への円滑な移行と安定的な運用を図るため、受験資格における年齢の規定に次の経過措置を設ける。

選考年度	20	21	22	23	24
年 齢	41 歳以上 58 歳未満	40 歳以上 58 歳未満	39 歳以上 58 歳未満	38 歳以上 58 歳未満	本 則

〔参考〕清掃身分切替職員に適用する経過措置

ア 平成 23 年度までの間、在職年数の規定は、次表のとおりとする。

選考年度	20	21	22	23	24
1 級職歴	17	17	18	18	本 則

イ 平成 28 年度までの間、年齢の規定のうち、下限年齢は適用しない。

## 「19年度給与改定」(第1回)小委員会交渉

1. 日 時 2007年9月19日(水)9時42分から9時44分
2. 場 所 東京区政会館202会議室
3. 出席者

区長会：

山崎総務部長会会長(江戸川区)、小林人事企画部長(特人厚)、  
荒牧調査課長(特人厚)、中田勤労課長(特人厚)

清掃労組：

北原副委員長、金澤副委員長、大島書記長、染書記次長、  
金子財政部長、吉田組織部長、大和田賃金部長、瀨瀬現業部長、  
大熊教宣部長

〈当局〉

それでは、私から申し上げます。

特例転職の延長について、提案いたします。

特例転職は、平成17年度より3年間を期間として実施してきたところでございますが、いまだ十分に目的達成がなされていない状況にあります。

特例転職の実施目的を実現するためには、実施期間を延長し、引き続き特例転職を実施する必要があるものと認識しております。

延長期間は、平成20年度から平成22年度までの3年間といたします。

転職させる職種は事務(業務)といたします。

転職資格要件は、各年度の末日現在55歳未満の者で、業務(一般業務)の職務に在職する者及び技能系職種に在職し、専ら事務の業務に従事していると区長が認める者といたします。

選考方法その他の詳細事項は、お手元の資料のとおりです。

私どもといたしましては、提案内容に基づき、今後、皆さんと精力的に

協議してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

私の方からは、以上です。

〈清掃労組〉

ただ今、みなさんから、「特例転職の実施（期間の延長）について（案）」が提案されました。

特例転職につきましては、今後、清掃業務に従事する職員についても影響のある制度であると認識しております。今回の提案は、私たちにとっては初めて交渉で扱うものです。従いまして、専門委員会交渉において、提案内容等を十分に精査の上、職員に不利益とならないような制度として運用されるべきであると考えております。

今後、専門委員会交渉で十分な議論をしていきたいと考えております。

〈当局〉

私どもといたしましても、今後十分に協議を行い、今給与改定交渉期には妥結できるよう努力してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上

## 特例転職の実施（期間の延長）について（案）

- 1 転職させる職種  
事務（業務）
- 2 転職後の職務の級  
原則として、現に在職する職務の級と同等の級とする。
- 3 資格要件  
各年度の末日現在、55歳未満の者で、下記のいずれかに該当する者
  - （1）業務（一般業務）の職務に在職する者
  - （2）技能系職種に在職し、専ら事務の業務に従事していると区長が認める者
- 4 転職選考受験有資格者の確定  
転職選考実施期間中の各年度において、上記3（2）の要件を満たす者を、各区において転職選考受験有資格者として名簿確定する。
- 5 転職対象者  
特別区人事委員会の能力実証に合格した者
- 6 選考方法  
筆記試験及び勤務成績の評定
- 7 転職選考延長実施期間  
平成20年度～平成22年度  
（現行実施期間 平成17年度～平成19年度）
- 8 転職発令日  
転職選考合格年度の翌年度の4月1日
- 9 転職に伴う給与決定基準  
「特例転職の実施について」（平成17年8月22日決定）の例による。

## 10 転職後の任用・給与上の取扱い

### (1) 任用上の取扱い

#### ①事務（業務）における取扱い

一般事務の職務に従事する1級職の職員とみなし、2級職昇任選考を経て事務に転職させる。

#### ②事務における取扱い

平成20年度から平成22年度に実施する転職選考に合格し転職した者に限り、主任主事昇任選考「長期B」において、下記(i)の職級に昇格後から(ii)の職級に昇格までの期間の2分の1を2年を限度として2級職の期間として通算する。なお、現に行(二)2級又は3級に在級する者については、2級職に昇任した時点を下記(ii)の職級に昇格したものとみなす。

##### (i) 転職前の職級

ア 昭和62年3月31日以前の行(二)3等級

イ 昭和62年4月1日から平成2年3月31日以前の行(二)2等級

ウ 平成2年4月1日から平成17年3月31日以前の行(二)2級

##### (ii) 転職後の職級

現在の行(一)2級

### (2) 給与上の取扱い

「特例転職の実施について」(平成17年8月22日決定)の例による。